

京都市告示第649号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成28年3月9日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田宮 秀則	アルケル在宅鍼灸マッサージ	上京区主税町826番地28	平成28年2月9日
湯浅 裕介	ゆあさ整骨院	中京区壬生榎ノ宮町13-29	平成28年2月1日
寺倉 一登	寺倉治療院	中京区西ノ京銅駝町27-2 エリーフラッツ西ノ京305	平成28年2月5日
村齋 友子	むらさい鍼灸院	中京区錦小路通大宮東入る七軒町466	平成28年2月22日
藤田 晋吾	そうかい鍼灸整骨院	山科区安朱南屋敷町28-6 レーベン早川ビル2 2階南側	平成28年2月15日
武藤 和也	御室鍼灸マッサージ治療院	右京区御室芝橋町6-19	平成28年1月25日
徳永 隼平	大手筋整骨院	伏見区東大手町784-4	平成28年2月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)